(b) 当該基準は、次の要件を満たすものとする。

(i) 同様の条件の下にある事業者の間において恣意的又は不当な差別をもたらすように設計し、又は適用しないこと。

(ii) 可能な限り、中小企業の参加を制限しないこと。

7.3 7.1の規定に従って提供される貿易の円滑化に関する措置には、次に掲げる措置のうち少なくとも三つを含めるものとする（注）。

注 7.3(a)から(g)までに掲げる措置は、全ての事業者にとって一般的に利用可能なものである場合には、認定事業者に対して提供されているものと認められる。

(a) 適当な場合には、書類及びデータの要求の低減

(b) 適当な場合には、物理的な検査の割合の低減

(c) 適当な場合には、引取りまでに要する時間の短縮

(d) 関税、租税、手数料及び課徴金の納期限の延長

(e) 包括的な保証の利用又は保証の軽減

(f) 一定の期間内の全ての輸入又は輸出について一括した税関申告

(g) 認定事業者の施設又は税関が許可した他の場所における物品の通関

7.4 加盟国は、国際的な基準が存在する場合には、当該基準に基づいて認定事業者に係る制度を構築するよう奨励される。ただし、当該基準が、追求される正当な目的を達成する方法として適当でなく、又は効果的でない場合は、この限りでない。

7.5 加盟国は、事業者に対して提供される貿易の円滑化に関する措置を強化するため、他の加盟国に対し、認定事業者に係る制度の相互承認について交渉する可能性があることを認める。

7.6 加盟国は、実施中の認定事業者に係る制度について、委員会において関連情報を交換する。

8 急送貨物

8.1 加盟国は、税関管理を維持しつつ、少なくとも航空貨物施設を通じて輸入される物品の迅速な引取りの許可を申請する者に対してそのような待遇を認めることができる手続を採用し、又は維持する（注1）。加盟国は、申請資格を制限する基準（注2）を採用する場合には、公表された当該基準において、申請者に対し、急送貨物に対する8.2に規定する待遇を申請する資格を有するための条件として、次に掲げることを義務付けることができる。

注1 この規定は、加盟国が8.2に規定する待遇を与える既存の手続を有する場合には、当該加盟国に対し、別の迅速な引取りの許可の手続を導入することを要求するものではない。

注2 当該申請に係るこのような基準を採用する場合には、当該基準は、加盟国が航空貨物施設を通じて輸入される全ての物品又は貨物について運用する要件に対して追加して課するものとする。

(a) 急送貨物の手続の処理に関し、十分な基盤を提供し、かつ、税関の費用を納付すること。ただし、当該手続の処理が専用の施設において行われるために当該加盟国が課する要件を当該申請者が満たす場合に限る。

(b) 急送貨物の到着の前に、引取りの許可のために必要な情報を提出すること。

(c) 8.2に規定する待遇を与えるに当たって提供された役務の費用の概算額を限度とする額の手数料を課されること。

(d) 内部のセキュリティ、物流管理及び集荷から配達までを追跡する技術の利用により、急送貨物に関する高い水準の管理を維持すること。

(e) 急送貨物について集荷から配達まで自ら行うこと。

(f) 物品に関する全ての関税、租税、手数料及び課徴金を税関当局に納付する責任を引き受けること。

(g) 関税法令その他関連法令の遵守についての良好な実績を有すること。

(h) 8.2に規定する待遇を与えることに特に関連する当該加盟国の法令及び手続上の要件の効果的な実施に直接に関連するその他の条件を遵守すること。

8.2 8.1及び8.3の規定に従い、加盟国は、次のことを行う。

(a) 第十条1の規定に従い急送貨物の引取りの許可のために必要な書類を最小限にすること及び特定の貨物について一括して提出した情報に基づいて引取りを許可することを可能な限り定めること。

(b) 通常の状況において、引取りの許可のために必要な情報が提供されているときは、到着の後可能な限り速やかに急送貨物の引取りを許可することを定めること。

(c) (a)及び(b)に規定する待遇をあらゆる重量又は価額の貨物について適用するよう努めること。もっとも、加盟国は、追加の輸入手続（申告書及びその裏付けとなる書類の提出並びに税の納付を含む。）を要求することを認められ、及び当該待遇が書類等の低価額の物品に限定されない場合には、物品の種類に基づいて当該待遇を限定することが認められる。

(d) 可能な限り、特定の定められた物品を除くほか、関税及び租税を徴収されない僅少の価額の貨物又は僅少の税額について定めること。千九百九十四年のガット第三条の規定に適合して輸入について課される付加価値税、物品税等の内国税に関しては、この(d)の規定を適用しない。

8.3 8.1及び8.2のいかなる規定も、加盟国が危険度に応じた管理手法の制度の使用に関連して実施することを含めて、物品を検査し、留置し、差し押さえ、没収し、若しくはその輸入の許可を拒否し、又は通関後の監査を実施することについての権利に影響を及ぼすものではない。さらに、8.1及び8.2のいかなる規定も、加盟国が引取りの許可の条件として追加の情報を提出すること及び非自動許可の要件を満たすことを要求することを妨げるものではない。

9 腐敗しやすい物品（注）

注 この9の規定の適用上、腐敗しやすい物品とは、特に適当な保管条件を欠く場合において、その自然の特徴により急速に腐敗する物品をいう。

9.1 加盟国は、腐敗しやすい物品の回避可能な損失又は品質の低下を防止することを目的として、全ての法的な規制が満たされている場合には、次のことについて定める。

(a) 通常の状況においては、可能な限り最短の時間内における腐敗しやすい物品の引取り

(b) 例外的な状況において、適当と認めるときは、税関その他関係当局の執務時間外における腐敗しやすい物品の引取り

9.2 加盟国は、必要とされる検査の日程を決定するときは、腐敗しやすい物品を適切に優先する。

9.3 加盟国は、腐敗しやすい物品の引取りの許可を保留する間、当該腐敗しやすい物品を適切に保管するための手配を行い、又は輸入者がその手配を行うことを認める。当該加盟国は、当該輸入者が手配する保管施設について、自国の関係当局により承認され、又は指定されたものであることを要求することができる。当該保管施設への物品の移動（物品を移動する事業者に与えられる許可を含む。）は、必要な場合には、関係当局の承認を条件とすることができる。当該加盟国は、実行可能であり、かつ、国内法令に適合する場合には、引取りの許可のために必要な手続を当該輸入者の要請に応じ当該保管施設において行われるよう定める。

9.4 輸入加盟国は、腐敗しやすい物品の引取りが著しく遅延する場合において、書面による要請があるときは、実行可能な範囲においてその遅延の理由について通知する。